◇**令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二六七号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和八年七月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二六八号）（文部科学省）

1　介護補償の限度額を改定することとした。（第六条の二第二項関係）

2　この政令は、令和七年八月一日から施行することとした。

◇**電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二六九号）（総務省）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二七号）の施行期日は、令和七年一〇月一日とすることとした。

◇**電波法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第二七〇号）（総務省）

1　電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二七号）の施行に伴い、免許記録等に記録されている事項を証明した書面の交付を請求する者が納めなければならない手数料の額を定めるとともに、最近における経済情勢の変化に鑑み、無線局の免許申請等に係る手数料の額の見直し等をすることとした。（本則関係）

2　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

◇**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二七一号）（厚生労働省）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三七号）の施行期日は令和七年一一月二〇日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年五月一日とすることとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二七二号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和六年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和七年八月一日から施行することとした。

政　令

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百六十四号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百六十五号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。